

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第6号に規定するさし網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
(1) さわら流網漁業	<p>伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。</p> <p>(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点                      (イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点                      (ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点                      (エ) 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点                      (オ) 北緯34度30分42秒東経137度2分の点                      (カ) 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点                      (キ) 北緯34度19分東経137度3分13秒の点                      (ク) 北緯34度19分東経137度2分の点                      (ケ) 北緯34度16分19秒東経137度2分の点                      (コ) 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点</p>	7月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数
(2) 源式網漁業	<p>伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。</p> <p>(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点                      (イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点                      (ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点                      (エ) 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点                      (オ) 北緯34度30分42秒東経137度2分の点                      (カ) 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点                      (キ) 北緯34度19分東経137度3分13秒の点</p>	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数

	<p>(ク) 北緯34度19分東経137度2分の点</p> <p>(ケ) 北緯34度16分19秒東経137度2分の点</p> <p>(コ) 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点</p>			
(3) 三枚網漁業(次号を除く。)	<p>伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。</p> <p>(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点</p> <p>(イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点</p> <p>(ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点</p> <p>(エ) 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点</p> <p>(オ) 北緯34度30分42秒東経137度2分の点</p> <p>(カ) 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点</p> <p>(キ) 北緯34度19分東経137度3分13秒の点</p> <p>(ク) 北緯34度19分東経137度2分の点</p> <p>(ケ) 北緯34度16分19秒東経137度2分の点</p> <p>(コ) 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点</p>	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数
(4) 三枚網漁業(操業期間が1年未満の漁業に限る。)	第1種共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数
(5) きす流網漁業(次号及び第7号を除く。)	<p>伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。</p> <p>(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点</p> <p>(イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点</p>	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数

	(ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 (エ) 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点 (オ) 北緯34度30分42秒東経137度2分の点 (カ) 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点 (キ) 北緯34度19分東経137度3分13秒の点 (ク) 北緯34度19分東経137度2分の点 (ケ) 北緯34度16分19秒東経137度2分の点 (コ) 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点			
(6) きす流網漁業 (操業期間が1年未満の漁業に限る。)	第1種共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数
(7) きす流網漁業 (三重県に住所を有する者に限る。)	渥美外海のうち次の点を順次結んだ直線によって囲まれた海域 ア 北緯34度33分58秒東経137度の点 イ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 ウ 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点 エ 北緯34度28分52秒東経137度10分55秒の点 オ 北緯34度31分40秒東経137度10分55秒の点 カ 北緯34度32分45秒東経137度4分36秒の点 キ 北緯34度33分52秒東経137度4分9秒の点 ク 北緯34度33分38秒東経137度2分12秒の点 ケ 北緯34度33分55秒東経137度29秒の点 コ 北緯34度34分9秒東経137度13秒の点 サ 点ア	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数
(8) きすこぎさし網漁業 (次号を除く。)	渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。 (ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数

	(イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点 (ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 (エ) 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点 (オ) 北緯34度30分42秒東経137度2分の点 (カ) 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点 (キ) 北緯34度19分東経137度3分13秒の点 (ク) 北緯34度19分東経137度2分の点 (ケ) 北緯34度16分19秒東経137度2分の点 (コ) 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点			
(9) きすこぎさし網漁業 (三重県に住所を有する者に限る。)	渥美外海のうち次の点を順次結んだ直線によって囲まれた海域 ア 北緯34度33分58秒東経137度の点 イ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 ウ 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点 エ 北緯34度28分52秒東経137度10分55秒の点 オ 北緯34度31分40秒東経137度10分55秒の点 カ 北緯34度32分45秒東経137度4分36秒の点 キ 北緯34度33分52秒東経137度4分9秒の点 ク 北緯34度33分38秒東経137度2分12秒の点 ケ 北緯34度33分55秒東経137度29秒の点 コ 北緯34度34分9秒東経137度13秒の点 サ 点ア	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	制限は定めず許可証に記載された総トン数